第九條 同一地域ニ於テ工場分會ヲ設クル能ハサル組合員五名以上ニ達セル場合ハ地域分會ヲ組織スルコトヲ得

地域ノ範圍ハ執行委員會ニ於テ定ムルモノトス

第廿條 本組合費ハ一ヶ月三十銭トシ毎月前納スルモノトス

但シ分會ニ於テ營業不振ナル場合ハ執行委員會ノ承認ヲ得テ減額又ハ全免スルコトヲ得

15.3.25
第216号

15.3.18

大正十五年三月廿一日

(秘 野山 報)

評議會系 新宮合同労働組合一派會議

新宮町ニ於ケル製材職工ニ於テハ嘗テ労働團体組織中ノ処本月十二日午后七時ヨリ会所熊野地集會所ニ於テ之ガ發會式ヲ挙行セリ。會スル者約三百名(組合加入者一二〇其他製材労働者一八〇名)大阪木材労働組合ヨリ長谷川静雄ノ来援ヲ得閉會